

## 公社へ提出する工事関係書類の押印廃止について

公益財団法人横浜市建築保全公社

## 1 押印を廃止する書類

事故報告書について、新たに押印廃止とします。

なお、公社へ提出する工事関係の書類について、引き続き押印を必要とする書類は下表のとおりです。

引き続き押印を必要とする書類	提出方法	押印の種類
打合せ議事録(特に重要なもの)	メール・郵送・持参等	代理人印
工事目的物引渡書	持参・郵送	代表印
請求書	持参・郵送	代表印
前払金請求書	持参・郵送	代表印
手直し報告書	持参・郵送	代表印
※ 副申書・建設発生土搬入申込書など、他機関の指定書式の場合は、必要に応じて押印のうえ監督員にご提出ください。		

## 2 運用開始日

令和6年9月1日以降に公社へ提出するものについて適用します。

## 3 書類の様式について

押印を廃止する書類の新様式については、令和6年9月1日以降公社ホームページ「様式ダウンロード」に掲載します。

## 4 その他

押印を不要とした書類については、メール等での提出が可能となります。

<問合せ先>

公益財団法人横浜市建築保全公社

技術管理課 技術管理係 Tel 045-349-5217